



布は草紙の類なり今日之に能く其布
強陋依然字化は後れ佛号趣も費
通由身も趣も怨遺憾も至る存右
佛公布に偏布は草紙原因を推考
昔の大元各府界下万四千一少区何
少区中亦分て数千之所おとある一町村
毎一我を佛渡一何人にも之を
千の下に書寫し力及もを以率之

大區に渡り大區に書寫し一少區に
分り少區に又書寫し一町村に戸長
長里に書寫し一後れ初て少民に通
書寫し得るも之も多端繁雜なり
自然に後れ成定に偏布は所
以て存る且又書寫し一町誤脱し弊
不少殊に戸長里に書寫し學業味も之を
并解は書寫し多分なり下民に於ては爲

文に後と存存中ニ縣廳に公布の上
本或は活板に止り新に我れは後
赤成縣もつるに小はは諸般一般
義にも多目生殊に冗費に少く
就て官者御公布第一、新に社
以下に渡り五成新に我れ首条に考載
精く傍例を採り婦女子に至るまで
徳と標は天下に可村へ一兵を召喚し

未成り得る照攘假取正佛政令費通
出首らるるに外に可る情を熟知し
速に字化にありて存存に今も費用
を大にぬき、各府物に師分布
上本或は新に我れ買入る費用に並
に給料、筆墨、紙、字、比較に可る却て
此に少く多し、一にも未成り可るを民
費に改り天下に一人戸に分賦に可る下民に

難治の法を成中りあるを存し且其に
長戸長里の山等より村に長として方今
之形勢を熟知し下民に指示する職あり
役料の中にて買上を被仰付らば之を然り
存し仍て形勢の事も之より何卒
右御用當會社に被仰付らば採り度
則精魂を盡し之を成たし低價にて速に
製本より都合なきに想はれ勤政御國恩

之第一に在報に度存し仍て規公書
を添へる形も何卒御表法採用被
成下度此取偏に事熟形の上

東京南鋸所長目
博岡社長
保野潜

新訂徳教規則

一 大半紙ニ切リ四枚ニ分ク一冊トシ一冊ニ及
完一ヶ月十枚度ニ規定ナリ

一 師公布ノ物ニテ其条ニ書載シ精々修
訓ニ施シ婦女子ニ至モ易修ニ標ス
後付

一 冊空價ハ十文ニシ

一 師派一坊百戸一冊完一ヶ月十五冊此

代金を費二万文一ヶ年を全う十四日
四万文を以て毎戸に賦せられたり一月十二文
一年万四千四文出陸しり

一 全国に戸数七万の二万七千六百三十四
戸は是を以て戸数に区分せられたり七万の二万
七千六百三十四戸は一月十日に割
合を以て計算せし一年の物に費一千四百
七千二百一十文の八十割を以て成りしり

右に凡そ欠乏に實地拖引の上破
お断りしり有るは概略如此なり
以上

